

## 小平市立小平第四小学校 いじめ防止基本方針

### 1 いじめ問題に対する基本方針

いじめは身近な人権侵害であり、決して許される行為ではない。我々教職員は、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうること」、「どの子どももいじめの被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、家庭や地域、教育委員会、関係機関と連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処を徹底し、解決に向けて取り組んでいかねばならない。

そのために、いじめの防止に向けた学校体制の確立と教員の指導力の向上等をめざし、基本方針を策定する。

### 2 主な取組

(1) 授業等でのいじめ防止教育活動の充実 ☆こだいらいじめ防止メッセージ① ～いじめは絶対に許されない～

①道徳や特別活動等の時間において、いじめ防止のための「学習プログラム」の活用を中心とした授業を行い、自己肯定感を高めたり、自尊感情を育んだりする指導を行う。また、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度を養う。

②校内研修において積極的に人権教育プログラムを活用し、教職員の人権感覚や人権意識の醸成を図る。さらに年に3回、校内研修を行い、全教職員で、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と、この定義の解釈を示している「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、本校の「いじめ防止基本方針」（概要）を用い、年度最初の保護者会で保護者に概要説明を行うことによって、より理解を深める。

また、『いじめ防止教育プログラム（平成29年2月東京都教育委員会）』を活用し、いじめの未然防止に向けた学校の対応等について実践力を磨いていく。

③縦割り班活動やペア学年遠足等、異学年交流の機会を設け、他者を思いやる心情と実践力を育む。

④道徳授業地区公開講座等で、思いやりや生命尊重、他者理解等の講演会・意見交換会を行い、家庭や地域と連携したこどもの育成を推進する。

(2) いじめの未然防止や早期発見のための措置 ☆こだいらいじめ防止メッセージ② ～いじめの要因・背景にも目を向ける～

①『いじめ対策委員会』（いじめ防止等対策のための組織）を設置し、日常的、定期的に児童の情報を共有し、組織として迅速かつ丁寧な初期対応を確実に実行し組織的に対応する。なお、いじめ対策委員会の構成メンバーは、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、学年主任、専科主任、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで構成し、校長を中心にPDCAサイクルに基づく組織的な取組を進める。

②いじめ防止地域サポートチームを編成し、早期のいじめ発見に努める。構成メンバーは、民生児童委員、学校経営協議会委員、PTA役員とする。

☆こだいらいじめ防止メッセージ③～地域社会総がかりで取り組む～

③いじめの問題等に関する指導記録簿（いじめ対策委員会記録）等を作成し、その指導記録を保存し、児童の進学・進級の際に適切に引き継ぎができるようにする。

④ふれあい月間を通じて、いじめに関する児童・生徒アンケートを年3回以上実施するとともに、『いじめ発見のチェックシート』を月に1回活用し、いじめの確実な発見に努める。

⑤スクールカウンセラーによる第5学年の全員面接を行い、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。

⑥いじめをはじめとした様々な課題を把握するため、年2回、生活意識調査を実施する。

⑦児童会によるいじめ防止のための話し合いやポスターの作成、挨拶の推進による望ましい集団形成への取組など児童の主体的な活動を取り入れながら推進する。

⑧こどもがいじめの相談を行いやすいように、校長室前に「学校 SOS ボックス（校長先生あのね）」を設置する。

☆こだいらいじめ防止メッセージ④～小・中連携により児童・生徒が主体的に取り組む～

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進

①児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、「ファミリールール」のリーフレットをはじめ、東京都教育委員会からの配布物を活用し、家庭と連携したルール作り等、保護者への協力を依頼する。

②警察や電話会社等、外部機関による情報モラル教育の機会を設け、未然防止の気持ちを醸成する。

### 3 いじめが発生した場合の対応

(1) いじめ発見、通報

・いじめ発見・通報を受けた教職員は、『いじめ対策委員会』にいじめの状況についての第一報を入れる。

(2) いじめの情報を集める

・第一報を受けた『いじめ対策委員会』は、関係教員に「誰から、どのような情報を集めるのか」を指示し、その後、集めた情報を集約する。

・いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。

・いじめを受けたりいじめを知らせてきたりした児童の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられるように環境を確保する。さらに、SCによるカウンセリングを児童や当該の保護者に行うなど、心のケアにも努める。

・発生状況及び対応状況に関する保護者への報告、支援及び助言をする。

(3) 指導・支援体制を組む

・『いじめ対策委員会』は、発生しているいじめ問題解決のための支援体制を組む。

(4-①) こどもへの指導・支援を行う

・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友達や教職員、家族、地域の人等）

と連携し、被害児童の状況を確認して、寄り添い支える体制をつくる。

- ・いじめを受けたことにより、授業に参加できない児童に対して、自宅学習の支援や別室での学習支援、オンライン授業等を実施し、学習の支援を行う。
- ・いじめをした児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為を振り返らせるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

#### (4-②) 保護者と連携する

- ・つながりのある教職員を中心に、関係児童の保護者（加害、被害とも）に事実関係を伝えるとともに、今後の学校と連携方法について話し合う。

#### (5) 犯罪行為として取り扱う

- ・犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、教育員会に情報提供後、警察に通報する。緊急性がある場合は、警察への通報後、教育委員会に報告・協議し、警察との連携を図りながら、対策を考える。

☆こだいらいじめ防止メッセージ⑤ ～ささいなケースも見逃さない～

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

いじめ重大事態の定義は、法第28条第1項において、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」

(同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。)、 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」(同項第2号。以下「不登校重大事態」という。)と規定されている。

同項第1号に該当する事案について

- 例えば ○ 児童・生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

同項第2号に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

同項第1号及び同項第2号に共通すること

また、児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

参考：【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定〔最終改定 平成29年3月16日〕）】

## (2) 重大事態の調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」(令和6年8月改訂版文部科学省)により、適切に対応する。

### ①把握・判断

- ア 学校は、児童・生徒や保護者、地域からのいじめの情報・訴えや児童・生徒のいじめと疑われる言動等を把握した場合は、速やかに学校いじめ対策委員会を開き、組織で情報の収集と記録を共有し、いじめの認知、学校いじめ防止基本方針に基づいた対応を確認する。また、児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、速やかに警察と連携し、対応する。
- イ 学校は、教育委員会事務局と情報共有を行い、重大事態が疑われる場合は、適切に指導・助言を受ける。
- ウ 重大事態の判断は、法に基づき、教育委員会又は学校が行う。なお、学校が判断する際は、学校いじめ対策委員会において判断を行う。
- エ 学校は、重大事態の発生について、直ちに教育委員会事務局に報告する。いじめ重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- オ 学校から重大事態の報告を受けた教育委員会事務局より、その事案の調査を行う主体や調査組織についての判断を受けて、調査に当たる。なお、不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会事務局は、必要な指導・助言及び人材配置等の適切な支援を行う。
- カ 学校は、教育委員会事務局を通して、教育委員、市長、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会及び文部科学省へ重大事態の発生報告を行う。
- キ 調査主体者は、調査を始める前に対象児童・生徒・保護者に対し重大事態調査に関する事前説明を実施する。また、関係児童・生徒・保護者への説明も行う。

### ②調査

- ア 学校が調査を実施する場合は、学校いじめ対策委員会を開き、以下の内容を実施する。
  - (ア) 調査方針の決定及び保護者への説明等
  - (イ) 事実関係の聴取、事実関係の整理
  - (ウ) 再発防止に資する対応策の検討
  - (エ) 報告書の作成、取りまとめ
- イ 必要に応じて、教育委員会が調査を実施する場合は、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会を開き、以下の内容を実施する。
  - (ア) 委員会の招集
  - (イ) 調査方針の決定及び保護者への説明等
  - (ウ) 事実関係の聴取、事実関係の整理

(エ) 再発防止に資する対応策の検討

(オ) 報告書の作成、取りまとめ

### ③報告

ア 学校は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者、いじめに関係した児童及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。調査結果の公表の可否及び公表の方法や内容については、教育委員会と相談の上、事案の内容や重大性、対象児童及び保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断する。また、調査結果については、教育委員会に報告、教育委員会は市長に報告する。

イ 報告後、再調査実施の判断は市長が行う。

### ④再調査

ア 学校が、いじめ重大事態の調査結果の報告を受けた市長から、再調査の必要があると認められたときは、「小平市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。

イ 再調査の報告については、市長が個人情報に対する必要な配慮を確保し、再調査の結果を議会に報告する。学校は、調査の対象となったいじめ重大事態への対処又は同種の事態発生防止のために、教育委員会より人材派遣等の支援を受け、対応を進める。

## 5 取組の評価・見直し

本基本方針に基づくいじめの防止等の取組状況を確認し、その評価結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。また、「小平市教育委員会いじめ問題対策委員会」の意見に基づき、本基本方針を見直すことができる。

## 6 その他

情報の公開については、小平市情報公開条例等に基づき対応するものとする。